



愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課
産業保安室 高圧ガスグループ

～お願い編～

目 次

1	申請・届出・相談について	4	保安検査の申請について……………	9
(1)	申請・届出・相談者……………	1		10
(2)	郵送による申請等……………	1		
(3)	申請・届出前の事前相談……………	2	5	手数料の納付について……………11
2	申請書・届出書の作り方のポイント	6	6	名古屋市への権限移譲について…12
(1)	申請書……………	3		
(2)	機器等一覧表……………	3		
(3)	技術上の基準……………	4		
(4)	技術上の基準の添付資料……………	5		
(5)	フローシート・配管図・配置図…	6		
(6)	その他……………	7		
(7)	審査期間……………	7		
3	完成検査の申請について……………	8		

1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、申請者本人を含め3人以内とします。

1 (2) 郵送による申請等

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、令和4年度以降も、あらかじめ受付担当者とは電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものを同封してください。

1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

製造許可・変更許可については申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了となりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

【事前相談できるもの】

- ・ 高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

【事前相談できないもの】

- ・ 他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・ 高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・ 図面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・ 図面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと

2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77MPa、ボタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としてきました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。



2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載

例) 号 → 第1号

タイトル → 境界線・警戒標

概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げること

②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は「該当なし」、該当している場合は「該当あり」と記載してください。

③「該当あり」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「変更なし」と記載してください。変更がある場合は「変更あり」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。

2 (4) 技術上の基準の添付資料

審査を円滑に行うため、添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。合わせて、ページ番号を付記してください。

ページ番号等が書かれていない場合、資料探しに時間を要します。

また、製造許可・変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと時間を要します。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備 大臣認定品等 ※1	・ 検査成績書の写し ・ 強度計算書 ・ ミルシート（委託検査品を除く）
支障のない可とう管 ※2	

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品 ※3の総称

※2) 可とう管に関する検査基準「KHKS0803」に基づき高圧ガス保安協会の委託検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要します。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。

2（6）その他

製造施設が複数ある場合や変更箇所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

2（7）審査期間

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」（1）～（6）を参考に円滑な審査にご協力ください。

3 完成検査の申請について

①完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。工事終了前に申請があった場合でも受付しますが、その場合であっても手数料を徴収しますので、万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなっても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。予約についても申請者が行ってください。

②完成検査の方法については、一般則・液石則・コンビ則別表第一による方法で行います。

この方法と異なる場合は許可申請時までに、代替案を提示してください。この場合本室にて認められるかどうか判断します。

検査当日に判明した場合は、日を改めます。

4 保安検査の申請について

【県で受検する場合】

(1) 申請に必要な書類等

①保安検査申請書(規則毎)

- ・ 特定施設(保安検査を受検しなければならない製造施設)が複数ある場合は特定施設毎に申請書が必要になりますが、同じ規則の特定施設であれば1つにまとめることもできます。(この場合は、保安検査証も1つになります。)
- ・ 前回の保安検査の年月日の欄は、実施日ではなく、「基準日」を記入してください。

②手数料

- ・ 申請書が複数ある場合は1年度分を一括して納入してください。
- ・ 手数料は、当該年度の処理能力の合計に応じた区分となります。
- ・ 移動式製造設備のみを有する事業所は「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者」の区分となります。
- ・ 同一の事業所において定置式製造設備と移動式製造設備を有する事業所は、受検する特定施設が定置式製造設備か移動式製造設備かにかかわらず、「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者以外のもの」の区分となります。

※愛知県手数料条例 第2条第1項第2号 (別表第二)

③フローシート



4 保安検査の申請について

(2) 申請時期

- ・実施日の1か月前までに申請してください。
- ・実施日が5月以降の事業所は年度が替わってから申請をお願いします。

【県以外で受検する場合】

①事前連絡

- ・県から毎年2月頃に特定施設の保安検査の実施予定日を通知しておりますが、県以外の高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を受ける場合は、通知書の実施予定日より1か月前までにその旨を連絡してください。

②保安検査受検届書

- ・県以外で保安検査を受けた旨を届出なければならない。
高圧ガス保安協会 → 高圧ガス保安協会保安検査受検届書
指定保安検査機関 → 指定保安検査機関保安検査受検届書

※届書に添付する保安検査証に「原紙」は使わない

※未提出の事業所が散見されております!!



5 手数料の納付について

愛知県収入証紙で納付してください。

愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎5階・生協売店等で購入できます。

6 名古屋市への権限移譲について

① 高圧ガス保安法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）により、高圧ガス保安法の一部が改正されました。

※施行:平成30年4月1日

注) コンビナート地域または特定製造事業所の区域を除く

② 液化石油ガス法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が改正されました。

※施行:令和5年4月1日



Ⅱ 法令改正について

法令等の改正動向（令和4年1月～12月）

防災安全局 防災部 消防保安課
産業保安室 高圧ガスグループ

Ⅱ.0 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				01.26	地方公共団体の手数料標準額の改正	政令第32号
				○	04.10	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定等の改正	20220323保局第2号
○					06.17	刑法等の改正に伴う改正	法律第68号
		○	○		06.22	一部の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん可能期限の延長等	省令第54号 告示第134号 告示第135号
○					06.22	燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外、認定制度の創設等	法律第74号
	○				06.24	製造保安責任者試験の受験手数料引き上げ	政令第240号
		○		○	07.29 08.01	一般複合容器に係る改正等	省令第63号 20220720保局第2号
		○		○	09.12	冷凍則大臣認定試験者制度の創設等	省令第72号 20220818保局第1号
				○	10.26	保安検査の方法の申請手続の制定	20221017保局第2号

Ⅱ.1 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				01.26	地方公共団体の手数料標準額の改正	政令第32号
	○				06.24	製造保安責任者試験の受験手数料引き上げ	政令第240号

◎高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料が改定された。

	改正前	改正後
製造保安責任者 甲種(化学・機械)、第一種冷凍機械	13,200円	17,800円
製造保安責任者 乙種(化学・機械)、第二種冷凍機械	9,300円	11,600円
製造保安責任者 丙種化学(特別・液石)、第三種冷凍機械	8,700円	10,300円
第一種販売主任者	7,900円	9,000円
第二種販売主任者	6,200円	7,200円
液化石油ガス設備士	21,400円	23,200円

☆書面申請の手数料。電子申請の場合は500円引き

※施行日：R4.04.01(甲種、一冷R4.6.30)



Ⅱ.2 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	04.10	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定等の改正	20220323保局第2号

◎「減肉評価区分Ⅱ」を含めた規格として、KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)が規定された。

- ・ 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について
(20180323保局第5号)
- ・ 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について
(20180323保局第6号)

上記の通達中の引用

(旧) 「KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)」



(新) 「KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)」

※施行日：R4.04.01



Ⅱ.3 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
○					06.17	刑法等の改正に伴う改正	法律第68号

◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、高圧ガス保安法の一部が改正された。

「懲役」を「拘禁刑」に改める等

※施行日：刑法等の一部を改正する法律(法律第67号)の施行日

Ⅱ.4 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
		○	○		06.22	一部の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん可能期限の延長等	省令第54号 告示第134号 告示第135号

- (1) 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて、充填可能期限を15年から20年まで延長する。
【一般則・コンビ則・国際容器則細目告示】
- (2) 型式承認を得た容器に関して、設計の一部変更をする場合に要求される試験項目をリスト化する。【国際容器則細目告示】
- (3) 協定規則第110号(天然ガス自動車)、第134号(圧縮水素燃料電池自動車)、第146号(圧縮水素燃料電池二輪車)の参加国等にパキスタンを追加する。
【国際容器則細目告示】
- (4) エアゾールの容器の構造に関する規定について、適正化の観点から改正する。【政令告示】

Ⅱ. 5-1 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
○					06. 22	燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外、認定制度の創設等	法律第74号

- (1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外
道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車の装置内における高圧ガスについて、高圧ガス保安法の適用除外とすること。

《自動車の装置内の容器等であったものの取扱い》

- ・ 自動車の装置内の容器等であって、容器検査等に相当する検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなった場合には、容器の譲渡、引渡し、充填等の規定の適用については、当該検査をそれぞれ容器検査等とみなし、当該表示をそれぞれ刻印とみなすものとする。
- ・ 表示がされていないものについて、容器をくず化する等の処分をしなければならないものとする。

Ⅱ. 5-2 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
○					06. 22	燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外、認定制度の創設等	法律第74号

(2) 認定高度保安実施者に係る認定制度の創設

《要件》

- ・ 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有すること
- ・ 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること

《利点》

- ・ 許可・事前届出を事後届出・記録保存へ
- ・ 国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに
- ・ 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、検査時期や保安人員の配置を柔軟化

等

※施行日：政令で定める日(公布日から1年6月以内)



Ⅱ.6 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
		○		○	07.29 08.01	一般複合容器に係る改正等	省令第63号 20220720保局第2号

(1) 在宅酸素療法等で用いられている一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合容器」として区分する。

◇医療用酸素用一般複合容器

容器再検査の期間：5年

刻印等の方式：記号 MED

(2) 耐圧試験圧力を6MPaとする新たなFC容器の類型を追加する。

◇FC4類容器

耐圧試験圧力：6.0MPa

(3) 既に利用されている医療用酸素用の一般複合容器の扱いを附則として規定する。

(4) その他必要な改正

※施行日：R4.08.01(一部R5.01.29)



Ⅱ.7 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
		○		○	09.12	冷凍則大臣認定試験者制度の創設等	省令第72号 20220818保局第1号

- (1) 冷媒設備の製造事業者を認める制度を創設し、現行の協会が行う試験に代えて行うことを可能とする。(耐圧試験、突合せ溶接部の機械試験)
- (2) 認定の区分、申請手続、審査項目、申請方法等についての詳細を規定する。
- (3) その他必要な改正

※施行日：R4.10.01

Ⅱ.8 法令等の改正動向(令和4年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	10.26	保安検査の方法の申請手続の制定	20221017保局第2号

◎「認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合」の申請手続が制定された。

- (1) 高圧ガス保安法第35条第1項第2号の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない。
- (2) 事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出する。
- (3) 高圧ガス保安協会の会長が事前に行う技術上の評価の結果を添付しなければならない。

※施行日：R4.11.11